

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 3 号

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 11 年寒川町条例第 4 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1 週間の勤務時間)

第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休日設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員について

は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の理由により、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)の例による。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤の職員の例による。

(休憩時間)

第 6 条 条例第 6 条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 7 条 任命権者は、町長の許可を受けて、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間においてフルタイム会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成 11 年寒川町規則第 3 号。以下「勤務時間規則」という。)第 8 条第 1 項で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(時間外勤務及び休日勤務の上限等)

第 8 条 勤務時間規則第 10 条の 2 の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 9 条 条例第 8 条の 2 の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第 10 条 条例第 9 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第 11 条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代

わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤の職員の例による。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第13条 年次休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数
- (2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員(次号に掲げる会計年度任用職員を除く。) 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数(当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0))

(3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことによ

り、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1 週間の勤務日の日数又は 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第 2 の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数(当該年度においてこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が 0 を下回る場合にあっては、0))

2 年次休暇の単位は、1 日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 時間を単位とすることができる。

3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 1 時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間をいう。)をもって 1 日とする。

5 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20 日を限度として、翌年度(年度の途中に付与された年次休暇にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで)に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 14 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる時間

- (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる時間
- (3) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
- (4) 妊娠中の女性会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間の範囲内で必要と認める期間
- (5) 会計年度任用職員の親族(別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
- (6) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(8) 地震、水害、火災その他の災害時において会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認められる期間

(9) 会計年度任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月1日から9月30日までの期間内において別表第4の1週間の勤務日の日数の区分に応じ同表の日数欄に掲げる日数

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しゅう}血幹細胞移植のための末梢^{しゅう}血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄移植若しくは末梢^{しゅう}血幹細胞移植のため末梢^{しゅう}血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 女性会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(3) 出産する予定の女性会計年度任用職員が申し出た場合及び女性会計年度任用職員が出産した場合 出産予定日前7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間

- (4) 生後満1年に達しない子を養育する会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- (5) 女性会計年度任用職員がその生理日に勤務することが著しく困難であると申し出た場合 原則として2日を超えない範囲内で必要とする期間
- (6) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。))を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育ため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (7) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。))を養育する会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者に限

る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。次号及び第11号において同じ。)につき5日(その療養する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間)の範囲内の期間

(8) 日常生活を営むのに支障のある者(常勤の職員の例により任命権者が定める者に限る。以下「要介護者」という。)の介護その他の世話を行う会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間)の範囲内の期間

(9) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 常勤の職員の例により必要と認められる期間

(10) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第2号、第6号及び前号に掲げる場合を除く。) 一の年度において別表第5の1週間の勤務日の日数の区分に応じ同表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

3 前項第8号及び第9号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする

場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

第15条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、引き続いて在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第17条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第16条 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続いて在職した期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用す

る。この場合において、条例第 15 条の 2 第 2 項中「2 時間」とあるのは「2 時間（当該会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第 17 条 特別休暇の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤の職員の例による。

（町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

第 18 条 第 12 条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（その他の事項）

第 19 条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（年次休暇に関する経過措置）

2 この規則の施行日前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第 22 条第 5 項に規定する臨時的任用により採用された職員又は地方公務員法第 17 条の規定により採用された一般職の非常勤職員が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の年次休暇の付与日数及び時期等につい

ては、なお従前の例による。

別表第 1(第 13 条関係)

1 週間の勤務日の日数		5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
任期	6 月を超え 1 年以下	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	5 月を超え 6 月以下	7 日	5 日	4 日	2 日	1 日
	4 月を超え 5 月以下	5 日	3 日	2 日	1 日	1 日
	3 月を超え 4 月以下	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日
	2 月を超え 3 月以下	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日
	1 月を超え 2 月以下	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日

備考 この表において、この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。

別表第 2(第 13 条関係)

1 週間の勤務日の日数		5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで

			まで	まで	で	
継続勤務の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3(第14条関係)

親族		日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻生活と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）		10日
血族	父母	7日
	子	5日
	祖父母、兄弟姉妹	3日
	孫、伯叔父母	1日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	3日
	配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者	2日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の伯叔父母	1日
	子の配偶者、祖父母の配偶者、伯叔父母の配偶者	

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、血族である父母に準ずる。
- 3 日数については、任命権者の認める日から起算し、連続する日数とする。
- 4 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、その往復に要する日数を加算することができる。

別表第 4(第 14 条関係)

1 週間の勤務日の日数	日数
5 日以上	7 日
4 日	5 日
3 日	4 日
2 日	2 日
1 日	1 日

別表第 5 (第 14 条関係)

1 週間の勤務日の日数	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	217 日以 上	169 日か ら 216 日 まで	121 日か ら 168 日 まで	73 日か ら 120 日 まで	48 日か ら 72 日 まで
日数	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日

備考 この表において、この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。